

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

雄武町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 雄武町地域

(1) 現況

本地域は、オホーツク海沿岸中部に位置し、寒冷な気候や重粘土質の特殊土壌という過酷な自然条件から、草地を中心とする大規模な酪農経営が展開されている。また、近年では、韃靼そばが栽培され、平成 28 年度には 167ha の耕作放棄地の解消に至り、日本一の作付面積を誇っている。

このように、本地域は畑作を含めた多様な経営展開により、目覚ましい進歩が遂げられてきているが、一方で、農家戸数の減少が進行しており、施設の保全管理や農用地の保全に関して、農家負担の軽減が必要となっている。

また、エゾシカ等による鳥獣被害が拡大しており、地域における駆除や被害防止対策などに向けた取り組みの強化が求められている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 2 号並びに第 3 号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	雄武町地域	法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 2 号並びに第 3 号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。

